

山梨県公報

第六百五十六号

令和八年

五月二十一日

木曜日

目次

告示

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託
- 道路の区域変更（二件）
- 道路の供用開始
- 指定納付受託者の指定

公告

- 一般競争入札について
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
選挙管理委員会
- 政治団体の名称等の届出
教育委員会
- 山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置

告示

山梨県告示第四百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年五月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 公益財団法人山梨県国際交流協会
山梨県甲府市朝気一丁目二番二号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出 山梨県外国人地域生活サポート
ー設置事業に係るサポート
ーへの報償費
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年六月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別			敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧	旧		
甲府市飯田二丁目荒川左岸堤防地先から 甲府市飯田二丁目荒川左岸堤防地先まで	二・九〇 三・三	二・九〇 六・一	二・〇〇 五・九		九七・三
					八八・一

山梨県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年六月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市中央四丁目六三四番地先から 甲府市若松町九二番地先まで	一八・〇〇 二五・一	一〇・二〇 一一・八	一六六・〇	一六六・〇

山梨県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和八年六月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜富士見線	北杜市大泉町西井出字石堂 八二四〇番一地从先から 北杜市大泉町西井出字石堂 八二四〇番一地从先まで	一〇八・二	令和八年五月二十九日

山梨県告示第百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年五月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 S B ペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 やまなしくらしねっと電子申請システムを利用して納付する手数料
- 三 指定納付受託者を指定した日 令和八年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - (一) VISA
 - (二) MasterCard
 - (三) JCB
 - (四) AMERICAN EXPRESS
 - (五) Diners Club
 - 2 次に掲げる電子決済サービス及びコード決済
 - (一) Payeas決済
 - (二) PayPay
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

公 告

◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年五月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 行政情報ネットワーク等総合保守管理業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和九年一月一日から令和十一年十二月三十一日まで

4 履行場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県新価値創造推進局DX課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない

者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和八年六月十一日（木）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県新価値創造推進局DX課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和八年六月五日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六9(三)の間合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和八年六月三十日（火）午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇―八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県新価値創造推進局DX課宛に令和八年六月二十九日（月）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内

で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県新価値創造推進局DX課（電話〇五五―二二三―一四一九）

※ Summary

1 Nature and amount of services required: The overall maintenance and management of the IT network (1 maintenance package)

2 Date and time for tender: 14:00 PM June 30, 2026

3 Bureau in charge: DX Division, New Value Creation Promotion Bureau,
Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi
400-8501 Japan TEL 055-223-1419

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、二ヶ
 堰土地改良区から役員が退任及び就任した旨届出があつたので次のとおり公告する。

令和八年五月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	堀野育男	都留市小形山千六百四十二番地	令和八年四月三十日
副理事長	小俣光秀	都留市古川渡五百八番地	
理事	平井敬雄	都留市小形山六百九十八番地	
同	佐藤保次	都留市川茂八百八十四番地	
同	清水浩義	都留市小形山千八百番地	
同	平井聡	都留市小形山六百四十二番地一	
同	志村弘一	都留市川茂百二十七番地	
同	平井聡明	都留市川茂九十六番地	
監事	日向哲男	都留市小形山千八百八番地	
同	平井利康	都留市小形山四百六十一番地	
同	小山信一	都留市小形山千六百二十三番地六	

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	堀内正純	都留市小形山七百八十八番地九	令和八年五月一日
副理事長	板倉佳人	都留市川茂三十六番地	
理事	平井政則	都留市小形山五百二十四番地二	
同	寺田俊美	都留市小形山千七百十六番地	
同	有馬英夫	都留市小形山千八百五十五番地	
同	平井操	都留市小形山六百十四番地	
同	平井賢二	都留市小形山五百八十三番地	

同	同	監事	同	同
本庄 伶	小林 猛男	山本 誠	吉村 千秋	天野 正義
都留市小形山六百七十三番地	都留市小形山千七百七十七番地一	都留市小形山千五百七十八番地一	都留市川茂八十七番地	都留市川茂三十五番地
同	同	同	同	同

◎ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和八年五月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 大月市猿橋町桂台三丁目三十六番一、から三十六番八まで、三十六番十五、三十七番一から三十七番六まで、三十七番十二から三十七番二十六、百七十番、百七十一番二及び百八十八番二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公衆用道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市西油川町百十七番地一 山梨県
社会福祉事業団 理事長 三井 孝夫

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条
第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和八年五月二十一日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
オール山梨躍進県民の会	鈴木 昌則	志村 吉彦	甲府市丸の内三二七一一北澤ビル二階	令和八年四月八日	令和八年四月十三日
高倉とくお後援会	川田 好博	川田 澄子	上野原市コモアしおつ四一六一六	令和八年四月十九日	令和八年四月二十二日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届（国会議員関係政治団体の区分）

区分	名称	国会議員関係政治団体の区分	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	異動年月日	届出年月日
新	日本共産党・そうだ 記事後援会	国会議員関係政治団体以外の政治団体	早田 記史	参議院議員	令和七年十二月二十五日	令和八年四月十日
旧		国会議員関係政治団体の区分				

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	日本共産党巨摩地区委員会	関根 眞理	鈴木 勇		令和八年四月十日	令和八年四月十五日
旧						
新	国民民主党山梨県総支部連合会	後藤 齋 榎葉 賀津也			令和八年四月十九日	令和八年四月二十日
旧						
新	日本薬業政治連盟山梨支部		中野 茂義		令和七年十月一日	令和八年三月三十一日
旧						
新	前進やまなしの会		興石 修		令和八年三月三十一日	令和八年三月三十一日
旧						
新	長栄会		河野 和登志		令和八年四月一日	令和八年四月七日
旧						
新	飛泉会		濱田 道夫		令和八年四月一日	令和八年四月二十八日
旧						
新	本田さくら子後援会		本田 皓啓		令和八年三月二十八日	令和八年四月三十日
旧						

政治資金規正法第十七条第一項による届出

政治団体解散届

本田さくら子後援会	名 称
本田 桜子	代表者氏名
本田 皓啓	会計責任者氏名
二南都留郡富士河口湖町船津 五一一四	主たる事務所の所在地
令和八年三月 三十日	解散年月日
令和八年四月 三十日	届出年月日

教育委員会

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、次のとおり告示する。

令和八年五月二十一日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
少人数教育推進検討委員会	公立小中学校における少人数教育の推進に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	十七人以内	一 学識経験のある者 二 学校教育の関係者の保護者 三 民間企業の経営者 四 関係行政機関の職員 五 関係行政機関の職員	令和八年五月二十五日から令和九年三月三十一日まで	教育庁義務教育課